

## 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Happy Spot Club(以下「当法人」という。)の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に担当者に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合(当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

(申告後の対応)

第4条 前条の規定に基づく申告を受けた担当者は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者以外の理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、申告を受けた代表理事又は副代表理事は申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った担当者に対して適正化等措置を求めるものとする。